

意見陳述（原告 福島敦子）

私たちが住んでいた故郷は、原発事故によってどれだけ汚染されたでしょう。その汚染状況をきちんと究明しないままに、被告国と東電は、国際世論も無視し、恒常に放射性物質を垂れ流し地球規模で汚染を拡大し続けています。低線量の被ばくなのに、小児甲状腺がんの罹患数が今なお多発しています。なぜでしょうか？

生活保護を受けるほど困窮し病を抱える避難者らを、みなしひ假設住宅から強制的に国際法を無視して、裁判を起してまで追い出そうとしています。避難者を「放射性物質のように見えないものにしよう」と必死な国と東電は、原発事故に関する情報を流さないように隠ぺいしています。

事故直後、真っ先に避難したのは東電の家族や原発内の東電社員なのに、国民には避難させないようにしています。避難できるようにするのは、加害者である国と東電の責任です。

子どもたちには「放射線副読本」で実行線量 100 ミリシーベルトまでは安心と嘘の情報で洗脳教育しています。

区域内の被災者のみ認められている医療費の補償も段階的に減らすと公言しています。

本人尋問では原告らに対し「勝手に避難した」と印象付けるような質問を繰り返してきました。

水は清き故郷は戻ってきていません。

原告らが離れて暮らした家族との団らん、子どもの成長を見守るあたたかい時間はもう二度と戻ってはきません。

被告国は、司法にまで権力を駆使し懐柔させ飴ちゃんを与えます。今年春の叙勲において、先の 4 訴訟に対し不当判決を出した元最高裁判事菅野氏が旭日大勲章を

受章しました。

私たち原告一人一人が、憲法第12条のもと、人権を守るためにたゆまず努力し、原発事故の責任を取ろうとしない国の実態を変えなければならぬのです。

牧裁判長はじめ裁判官のみなさま。どうか私たちに憲法第12条を遵守させてほしいと強く訴えます。

私は先の意見陳述で「牧裁判長の命と原告一人一人の命と向き合って判断してほしい」と訴えました。

今まで多くの時間を遣い、たくさんの証拠を出してまいりました。

また、高裁でも私たちの本人尋問を実施していただき、裁判所には、本当によく私たちの声を聞いて頂いたと思っています。

私たち原告らは、こうして命尽きてもこの法廷にきて被告国と東電の断罪を訴えています。

どうか、裁判所におかれましては、裁判官としてのご自身の良心とのみ対話し、原告一人一人の命と向き合って判断してくださいますように心からお願ひいたします。